

議員全員協議会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和7年 2月27日（木）午前9時00分

○招 集 場 所 取手市議会議場

○出席議員	議	長	岩	澤	信
	議	員	長	塚	美 雪
	〃		本	田	和 成
	〃		岡	口	す み え
	〃		古	谷	貴 子
	〃		杉	山	尊 宣
	〃		佐	野	太 一
	〃		海	東	一 弘
	〃		根	岸	裕 美 子
	〃		久	保	田 真 澄
	〃		鈴	木	三 男
	〃		関	川	翔
	〃		小	堤	修
	〃		落	合	信 太 郎
	〃		石	井	め ぐ み
	〃		金	澤	克 仁
	〃		細	谷	典 男
	〃		山	野	井 隆
	〃		染	谷	和 博
	〃		佐	藤	隆 治
	〃		入	江	洋 一
	〃		赤	羽	直 一
	〃		遠	山	智 恵 子
	〃		加	増	充 子

○欠 席 議 員 なし

○出席説明員	市	長	中	村	修
	総 務 部	長	吉	田	文 彦

	福 祉 部 長	鈴 木 文 江
	福 祉 部 次 長	下 田 浩
	市 民 協 働 課 長	海 老 原 充
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	浜 野 彰 久
	社 会 福 祉 課 副 参 事	根 本 真 人
○職務のため 出席した者	議 会 事 務 局 長	前 野 拓
	議 会 事 務 局 次 長	澤 部 慶
	議 会 事 務 局 長 補 佐	小 笠 原 一 裕

- 協 議 事 項 (1) 取手市農業委員会委員の選任について
 (2) 人権擁護委員の推薦について

- 報 告 事 項 (1) 取手市犯罪被害者等支援条例の制定について
 (2) その他

○会議の経過

午前 9 時 00 分開議

○岩澤議長 ただいまの出席議員数 24 名。定足数に達していますので会議は成立します。

本日の議員全員協議会は、この後の定例会本会議の都合もあるため議場を会議場所として招集しました。ご理解願います。なお、発言は自席のマイクでお願いします。

ただいまから議員全員協議会を開きます。

お諮りします。本日の議員全員協議会は、取手市議会全員協議会規程のほか、必要な事項は地方自治法、議会基本条例、会議規則、委員会条例、傍聴規則を例として進行したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日の会議は市長から開催依頼があり開催するものであります。サイドブックに配付資料として次第と人事案件の経歴書を登載しております。

それでは、サイドブックに登載されている次第に従って進行します。

市長の発言を求めます。

中村市長。

○中村市長 議員の皆様におかれましては、本会議開催前にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものについてを御協議いただくため、全員協議会の開催をお願いをいたしました。また、取手市犯罪被害者等支援条例の制定についても併せて御報告をさせていただきます。詳細につきましては担当から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○岩澤議長 次第の 2、協議事項 (1) 取手市農業委員会委員の選任についてを議題といたします。取手市農業委員会委員の新任案件については、協議が整った後、同意案として

追加送付されることが見込まれています。

ここで議員の皆さんに確認いたします。サイドブック스에登載されている経歴書に記載されている合計6名の方について、地方自治法第117条に規定されております除斥の対象となる議員はおりませんか。——除斥対象の議員は、なしと認めます。

説明を求めます。

浜野農業委員会事務局長。

○浜野農業委員会事務局長 おはようございます。農業委員会事務局の浜野と申します。着座にて御説明させていただきます。取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、新たに選任の同意案第12号から同意案第17号について説明させていただきます。取手市農業委員会委員の任期が令和7年3月31日をもって満了することに伴い、新たに木村久一郎氏、中山 博氏、西 君枝氏、永井 稔氏、永野 正氏、武笠 旭氏の6名を農業委員会委員として選任いたしたく提案するものです。木村久一郎氏は74歳、地区からの推薦を受けております。中山 博氏は68歳、地区からの推薦を受けており、現在は農地利用最適化推進委員として活動されており、認定農業者であります。西 君枝氏は66歳、団体からの推薦を受けており、いわゆる中立委員ということで、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定に基づき、「委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と規定されていることから、農業者でない方を委員にすることができます。永井 稔氏は65歳、地区からの推薦を受けております。永野 正氏は59歳、地区からの推薦を受けており、認定農業者であります。武笠 旭氏は36歳、地区からの推薦を受けております。農業の状況、主な経歴につきましては資料に記載のとおりでございますので、御参照いただければと思います。

簡単ではございますが、提案に先立ちましての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○岩澤議長 以上で、説明が終わりました。

ただいまの協議事項について、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤議長 なしと認め、この議題を終わります。

協議事項（2）人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。人権擁護委員の推薦については、協議が整った後、諮問案件として追加送付されることが見込まれます。

ここで議員の皆さんに確認いたします。サイドブック스에登載されている経歴書に記載されている方について、地方自治法第117条に規定されております除斥の対象となる議員はおりませんか。——除斥対象の議員は、なしと認めます。

説明を求めます。

吉田総務部長。

○吉田総務部長 皆様おはようございます。総務部長の吉田でございます。それでは、人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについて、内容の御説明をさせていただきますと思います。以後、着座にて説明のほうさせていただきますと思いますので、よろ

しくお願いいたします。当市の人権擁護委員 11 名のうち 1 名が令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了を迎えます。今回任期満了を迎える成松文子氏は、平成 13 年から 8 期 24 年にわたり長く活動をしていただいておりますが、本人からの願いによりまして退任となり、新たに 1 名を法務大臣に推薦したく、議会にお諮りするものでございます。新たに推薦する方の経歴等につきましては、御手元に配付してございます議案に記載しておりますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。この後、諮問第 1 号で意見を求める柏 孝子氏につきましては、昭和 56 年から平成 30 年まで、37 年にわたり県南の公立小中学校の教諭として勤務し、校長職を歴任されております。また、平成 30 年からは取手市社会教育指導員として、令和 4 年からは取手市立山王小学校運営協議会委員や民生委員・児童委員、主任児童委員として熱心に取り組まれております。なお、人権擁護委員活動に対する御本人の抱負として、「現在までの経歴を生かし、人権擁護の視点を踏まえ、自身の識見を高め、丁寧に関わりを重ね市民生活の向上に寄与したいと考えます」とのお言葉をいただいておりますことから、人権問題に対し、適切な御助言や御対応をいただけるものと考えております。以上、柏 孝子氏についてですが、人格・見識高く、人望も厚く、広く社会の実情に精通していることから、今までの経験を生かし、中立・公正な立場で人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

説明は以上となります。御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩澤議長 以上で説明が終わりました。

ただいまの協議事項について、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤議長 なしと認めます。以上でこの議題を終わります。

次第の 3、報告事項（1）取手市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。報告を求めます。

鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 皆様、おはようございます。本会議開催前の貴重なお時間いただきましてありがとうございます。私のほうからは、議案第 5 号として今回定例会のほうに提出させていただいております取手市犯罪被害者等支援条例について、御報告させていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。資料のほうはサイドボックスに登載させていただいておりますので、そちらを御覧ください。そちらに沿って御説明させていただきたいと思っております。

この条例は、犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、市・市民等・事業者等の責務をそれぞれ明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減を図り、もって安全かつ安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、施策と支援の充実を図り犯罪被害者等を支えることを目的として、今回新たに制定するものです。条例で定める主な事項としましては、まず基本理念、市・市民等・事業者等の責務、相談、情報提供等の窓口の設置、犯罪被害者等に対する経済的支援、他の地方自治体との連携等、このようなものを主に定めており

ます。本条例が議決されましたら、速やかに条例施行規則を整備し、見舞金等の種類や金額について規定してまいります。見舞金等の種類につきましては3種類を予定しております。そちらに記載させていただいてる内容なんですが、まず重傷病見舞金。こちらは犯罪行為により重傷病を負った方への見舞金として、療養期間に応じて2段階で考えております。2つ目に遺族見舞金。犯罪行為により死亡した方の遺族への見舞金となります。3種類目として転居費用の助成です。犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となった場合の転居に要する費用の助成となります。金額につきましては、ほかの市の状況を勘案し規定していく予定でおります。次に、相談体制につきましては、犯罪被害者等の総合的対応窓口を社会福祉課に置き、関係各課、関係機関と連携、協力して、犯罪被害者等の支援に当たってまいります。

市民への周知方法ですが、条例の施行に合わせまして広報とりでに掲載するとともに、市のホームページで周知してまいります。また、犯罪被害者等の支援の内容や相談窓口の一覧などを掲載した見やすいパンフレットの作成も予定しておりますので、各窓口に配付をし、広く周知を図ってまいりたいと思っております。

関係機関との連携ですが、もし犯罪被害が発生した場合は、国の犯罪被害者等給付金の申請受付が警察署、支給決定が——失礼しました。支給決定が公安委員会となっているため、当市の見舞金等の支給に際しましても、取手警察署、茨城県公安委員会、いばらき被害者支援センターと連携しまして、情報共有を図り、支給事務を行ってまいりたいと思っております。

犯罪被害者等は、被害直後から様々な課題を抱えます。特に経済・住宅・福祉など生活に直結する課題を抱えます。これらは、警察・被害者支援センターだけで解消することはできません。市民に最も身近な存在である市が担う役割は大きいと感じております。市においてこの条例を制定することにより、市民の二次的被害防止の意識の醸成、支援を行う職員の指針となり得ます。このようなことから、取手市におきましてもこの条例を制定し支援の体制を整えていく必要があることから、このたびこの議案を提出させていただくこととなりました。

以上、よろしくお願いいたします。

○岩澤議長 以上で報告が終わりました。

ただいま報告のありました内容について、確認したい事項はございませんか。

細谷議員。

○細谷議員 趣旨はよく理解したつもりです。この支援を受ける対象者——支援を受けるとはどういう人なのかなあと。これから規則とかで細かく決めるということですから、そこにあればいいんですけども、これは取手市民だけなのかどうか、これが1つと、あと犯罪発生地、市内で発生して市民が被害を受けたとなればそれはいいんですけども、別の——例えば東京で犯罪の被害を受けたのが取手市民だったという場合、対象になるのか。逆に、取手市内で犯罪が発生して、市民も被害があり——ありましたけども、他市の人も被害があったというような場合、これは適用になるのかどうか。あともう1つは転居がありますよね。もう今の場所に住む——住めなくなっちゃうんで転居になるという場合、転居

先が取手市でなかった場合、それは取手市民でなくなっちゃうわけですけども、そういう場合どうなるのか。この辺が規則に盛られるということであればそれで結構ですけども、分かれば御見解いただければと思います。

○岩澤議長 下田福祉部次長。

○下田福祉部次長 社会福祉課、下田です。お答えいたします。まず、対象につきましては、犯罪行為時点において取手市民であることを要件として規則のほうで定めてまいりたいというふうに思っております。あと転居につきましても、取手市から他市への転居の場合も、取手市民が被害者であったというのであれば対象とするように、規則のほうを規定していくというような今のところ考えております。以上でございます。

〔「他市で被害」と呼ぶ者あり〕

○岩澤議長 市民の方が市外で犯罪に遭われたという場合も、取手市民の方が他市で被害に遭ったということであれば、取手市民でありますので、そちらは対象となる考えで規定のほうをつくってまいりたいというふうに思っております。

○岩澤議長 そのほかありませんか。

入江議員。

○入江議員 入江です。こちらに犯罪被害者等に対する経済的支援とうたわれてるんですが、この経済的支援というのは、下の①②③の3つのみでよろしいんですか。

○岩澤議長 下田福祉部次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。こちら資料にあります①②③の見舞金と転居費の助成というようなところで今のところ考えておりまして、議決後、規則のほうを規定してまいりたいというふうに思っております。

○岩澤議長 ほかにありませんか。

長塚議員。

○長塚議員 この条例なんですけど、ほかの市町村、自治体ですと既にこの条例がもう制定済み、もしくは県で100%制定済みというところも多々確認できました。なぜ今のタイミングで条例制定なのか、お伺いします。

○岩澤議長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 お答えします。長塚議員おっしゃるとおりでして、もう既にこちらのほう——国のほうは、この条例をつくるようにということで指針が示されている中で、この時点になってしまったという理由なんですけども、長塚議員おっしゃってたとおり、全国の中では都道府県によってはもう100%の制定率、県内でももう既に6自治体が制定されておりまして、我々が予定しているこの令和7年4月1日施行に向けて準備を進めているところも3市ございます。なかなかもう——1番にというわけにはいかなかったんですけども、やはり先ほど申し上げたとおり、いろんな見舞金であつたりとか支援の制度は、県内で統一すべきだということも私たちの思いにありました。それぞれの市町村がつくることはもっともなんですけども、それぞれにやっぱり支援の内容であつたりとか、支援の金額であつたりとか、そういうのがまちまちになるのはどうかなという思いもありまして、そういったところの働きかけも行いつつ、まず、やはりつくらなければならないという強

い意識は持っておりましたが、そういったこと、あとは他市の状況であったり、どのような内容であったかというのをいろいろ吟味するこの1年でありました。

一番の取っかかりになったのは、昨年の令和6年第1回定例会で染谷議員のほうから、この条例制定についての一般質問をいただきました。もうそこからは加速させて、そのときの答弁で、市長のほうもしっかり準備を進めていくという答弁をさせていただきまして、我々もこの1年間、県の動向であったり、ほかの市町村の動向、やはりやるべきだということの思いを強く持ちまして——多少遅くなってしまったかなという感はありますけども、しっかりその辺は調整しながらこの1年間進めてきて、今回の条例制定ということで、議案として提出させていただく流れになります。以上となります。

○岩澤議長 長塚議員。

○長塚議員 ありがとうございます。あともう一点、総合的対応窓口を社会福祉課に置かれるということなんですけど、これは被害に遭われた方が直接出向いて申請という流れの認識ですが、よろしかったでしょうか。

○岩澤議長 下田福祉部次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。今のところの考えなんですけれども、総合的な対応窓口というのは社会福祉課内に置くというような考えであります。様々な相談内容——多岐にわたると思いますので、先ほど部長答弁——部長の説明もありましたけれども、パンフレットなんかも——相談窓口——子どもに対することはここだ、教育に関することはここだなんて相談窓口一覧表をつけた分かりやすいパンフレットを作りながら、総合的な対応窓口は社会福祉課なんですけれども、今までもやってることなんですけど、各——関係各課、関係機関と連携して対応してまいりたいというふうに思っております。で、申請等々につきましては、あくまでも申請——受けなくてはならないので、その辺りも警察署のほうとも連携を図りながら、議決後条例が制定されるという段になりましたらば、警察のほうにも、取手市としてこういった条例を制定いたしました。対象者がいた場合には、こちらに相談に来るように情報提供等をお願いします、というようなところで連携を図ってまいりたいなというふうに思っております。

○岩澤議長 長塚議員。

○長塚議員 恐らく被害に遭われた方って、多分、出向くことも難しかったり、外に出ることもなかなか厳しいという方も多々——恐らく考えられると思います。出向く以外の方法もいろいろ模索していただけるとありがたいです。私からは以上です。

○岩澤議長 佐野議員。

○佐野議員 佐野です。今の相談窓口の件なんですけども、これ内容的にはかなりプライベートで、かなりセンシティブな内容にもなるかと思うんですが、窓口で受けられる方というのは、選任される方が常時相談に来られたら受けられるのか、それとも窓口にいる方で受けられるのか。その方々については、例えば犯罪被害者等を主に扱っているような団体さんや、行政のほかのところで例えば研修を受けるとか、何か専門性を持ってその質問——相談を受けるための準備というものをされるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○岩澤議長 下田福祉部次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。まず、担当職員といたしましては、社会福祉課所属の職員が相談に当たってまいりたいというふうに思っております。男性職員、女性職員おりますので、その時々に合わせて対応してまいりたいというふうに思っております。あと、毎年この犯罪被害者支援という部分につきましては、茨城県のほうで各市町村担当者を集めての研修会というのは、定期的に年一、二回行われておりまして、その中で様々なグループワークですとか事例研究ですかね、こういった場合にはこういった支援につなげるなんていうところの研修というのは定期的に行われておりまして、我が課の職員も毎年参加しておりますので、そういった職員が担当していくというような形になるかと思っております。以上です。

○岩澤議長 佐野議員。

○佐野議員 分かりました。一番最初に相談に来た方が——やっぱり相談、一番最初にする場所での受付、それが一番重要になってくると思います。そこで相談に来た方の思いと食い違ったりとか、何かこう、そごが起きたりするようなことがあったら、そこでストップしてしまったりとか先に進むことができませんので、ぜひ、その辺の研修とか、受け手の側のそういった構えというか、準備というのをしっかりとお願いいたします。

○岩澤議長 各議員に申し上げます。この後、本定例会のほうで議案質疑のほうもございしますので、確認事項ということで、改めて。

山野井議員。

○山野井議員 議案質疑が少なくなるだろうと思いますが、これだけ出たら。財源はどのようにになりますか。

○岩澤議長 下田福祉部次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。全て一般財源でございます。

○山野井議員 分かりました。

○岩澤議長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤議長 なしと認め、この議題を終わります。

次第の4、全体でのその他に入ります。

ここで、議員の皆さんに確認いたします。当初送付されている同意案第1号から同意案第11号までの11件の再任案件について、地方自治法第117条に規定されております除斥の対象となる議員はおりませんか。——除斥対象の議員は、なしと認めます。

そのほか執行部から何かございせんか。——執行部からはないので、議員からその他として何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤議長 なしと認めます。

それでは皆さんお疲れさまでした。御協力ありがとうございました。本日の議員全員協議会の議題は全て終了しました。これで議員全員協議会を閉会します。

午前 9時25分散会

取手市議会全員協議会規程第5条の規定により署名又は押印する。

取手市議会議長 _____